九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

誤認の継承 ： 『篠枕』の作者をめぐって

井上, 敏幸

https://doi.org/10.15017/4742014

出版情報：雅俗. 12, pp.141-147, 2013-07-12. 雅俗の会
バージョン：
権利関係：

KYUSHU UNIVERSITY

誤認の継承

―『篠枕』の作者をめぐって―

井上　敏幸

◎プロフィール

●生年月日　一九四二年八月一〇日（昭和一七年）

●卒論題目　俳文における漢文脈―風俗文選を中心に―

●デビュー論文　芭蕉庵の形象―「あつめ句」序説―（岩波書店　文学　昭和五〇年一二月）

●思い出の研究書（論文）「〈天下の町人〉考」中村幸彦先生著（『西鶴研究』第一冊　昭和一七年六月『中村幸彦著述集』3再録）

●研究以外の趣味　特になし

一、通勝は、作者ではない

紀行『篠枕』についての『増補版国書総目録』の記載は、

○篠枕（ささまくら）別さゝ枕（類）紀行（著）中院通勝（活）続帝国文庫続々紀行文集・扶桑拾葉集下

のごとくであり、伝本は、刊本の『扶桑拾葉集』収載本のみということになる。しかし、佐賀県鹿島市の祐徳博物館蔵中川文庫には、写本『篠枕』と、肥前鹿島第四代藩主鍋島直條が編んだ、写本の和文叢書『桑弧』巻十に収められている一本とがある。これらの他に伝本は知られておらず、まずは稀覯本と称すべきものであることがわかる。

ところで、この稀覯本『篠枕』の作者について、『扶桑拾葉集』の目録は「さゝ枕　同（源通勝）」、巻二十七の本文では「篠枕　同（源通勝）」とし、直條の『桑弧』は「篠枕　中院通勝（中納言法名素然号也足軒）」、また、『続帝国文庫続々紀行文集』は、「篠枕　中院通勝」としている。中川文庫の写本『篠枕』には、作者名は「権中納言通勝」と記されている。以上のごとくに諸本を見渡してみると、『篠枕』の作者は、「中院通勝」といって一見問題はないように思われる。こうした中で、この作者を中院通勝とするこれまでの説に異を称えられたのが、柳瀬万里氏であった。氏は、『和歌大辞典』「篠枕」の項で、「伝中院通勝著」説を提出された。おそらくは、『辞典』項目の文字数制限からであろう「伝」の意味するところについては、一切触れられていない。いま、柳瀬氏の「伝」が、奈辺より出て来たかを考えてみると、『続々紀行文集』の校訂者の岸上質軒の解題が持っている迂闊さあたりからではなかったかと思われる。少々長くなるが、岸上質軒の解題全文を引用する。

篠枕　　中院通勝

元和六年（一六二〇）。京都より江戸に下り。将軍徳川秀忠に謁したるあり。通勝は

權大納言通為の子。才識超凡の聞あり。權中納言正三位に至りしが、天正八年正月官を辞し、後旨に違ひ出奔して丹後に潜居し、薙髪して素然と称し、也足軒と号す。時に細川幽斎丹後の田辺城に在りしかば、素然之に就きて歌道の秘奥を学ぶ。慶長四年（一五九九）赦されて京都に帰り、慶長十五年（一六一〇）三月、五十三歳にて薨ず。著す所和歌鈔若干巻。源氏物語註釋五十余巻あり。

岸上質軒は、作者を中院通勝とし、紀行の成立年次を冒頭の記述の通り、元和六年と考え、その旅の目的は将軍秀忠への謁見のためであったと考えた上で、通勝の生涯を略記し、慶長十五年三月、五十三歳で薨じたと述べ、最後にその著作についても触れているが、問題となる迂闊さは、慶長十五年に薨じた通勝が、十年後の元和六年に、江戸下りの旅をすることは出来ないという点にある。通勝が薨じたのが、慶長十五年三月二十五日であることは、諸史資料に徴して間違いはない。とすれば、手続きとして今度は、『篠枕』の旅が元和六年の事実を伝えたものであったかどうかを一応疑っておくことが必要となろう。ということで、ここで改めて、『篠枕』の内容を検討しておくことにする。

旅立ちの日付は、冒頭の記述「元和庚申年季秋初日」だけでは、七・八・九のいずれの月であるかが決定できないが、紀行末尾の「神無月時雨ふる」という記述より、「季秋」が前月の「九月」のことであることが確認できる。つまり、作者は、元和六年九月一日に京都を立ち、同十三日に江府（江戸）に着き、翌十四日、「二品親王の後へに随ひ、大樹公の御座を拝し」ている。そして「三十日はかり過」ぎた「時雨ふる」日、つまり、十月十四日頃（この年の九月は大の月）に末尾の歌「一夜だにあかしかねぬる篠枕いかでこゝらのゆめを見つらん」を詠み、この紀行を結んでいる。では、この元和六年九月十四日から十月十四日までの約一ヶ月間に、江戸城において「大樹公」秀忠が「二品親王」に謁したという事実があったかどうかを見てみると、九月十四日にそうした記事は、現在のところ見い出しえないが、『徳川実紀』巻五十三、元和六年十月の条に、

○十月六日照高院門跡興意法親王参向ありしかば。水野監物忠元慰労の御使して其旅館に至りしが。忠元其座に於て頓死す。法親王もまた程なく逝去せらる。（紀年録）

とあり、また、照高院門跡の薨去については、『続史愚抄』五十三「後水尾天皇」上、十月の条に、

○七日辛亥。聖護院入道二品興意親王元道勝。陽光院主。干時隠居照高院云薨于武蔵江戸。四十五歳。按四十四歟。○紹運録、諸家伝、家記追

とある。『徳川実紀』の記事は、十月六日に、あたかもこの頃江戸へ参向していた照高院門跡興意法親王を慰めるために、水野監物が、その滞留されている旅館を尋ねたことが記されており、この記述は、『篠枕』の「二品親王」の江戸滞在期間にそのまま重なるといってよい。この二つの資料から分かるように、親王は十月七日に急死されたことが確認できる。ということで、九月十四日、江戸城で、秀忠に拝謁した「二品親王」は、「興意法親王」であったと考えて間違いないであろう。したがって『篠枕』の内容は、元和六年の事実に基づいていることを疑う必要はないということになる。かくて、『篠枕』の作者は「通勝」ではなかったことが、証明されたといってよいであろう。柳瀬万里氏が「伝」の一字を置いて、「中院通勝」説を疑われたのも、紀

行の内容がこの史的事実に合致したものであることを読み取られていたからではなかったかと思われる。

では、『篠枕』の作者は誰だったかということが改めて問われることになるが、これまた、作品の中から読みとれるように思う。

本紀行の作者は、冒頭の記述「或人吾妻の旅に出立給ふ。己もゆくりなく伴ひよりて」の「己」であることはいうまでもないが、この「或人」と「己」の関係は、九月十四日の秀忠拝謁の場面での「二品親王の後へに随ひ、大樹公の御座を拝し」た関係と同じであるといえる。

秀忠に拝謁した「二品親王」は、慶長十八年（一六一三）十一月二品に叙せられた興意法親王であったのであるが、『国史大辞典』の説明を借れば、親王は、慶長十九年八月、方広寺大仏殿の棟札の銘文に、徳川氏調伏の修法を行ったとの嫌疑を受けていたが、その後嫌疑が解け、幕府より一寺を寄進され、洛東白川に新坊を建立し、照高院をここに移された。そしてその謝儀のため、元和六年（一六二〇）九月江戸へ赴き、同地滞在中、十月七日に急死した、との記述があって、興意法親王の江戸下向の目的も明かで、「二品親王」が興意法親王であることを疑う余地は全くないといってよい。ということは、同時にこの興意法親王がこの『篠枕』の作者ではないということに注意したい。十月七日に親王が薨じたということ、つまり、十月七日という日時は、実はこの紀行作品内の文学的時空の中に属しているからである。

二、作者は、道晃法親王である

では、この紀行の作者は誰れであったかを吟味しなければならないが、いま見たように「或人」が「二品興意法親王」であることが間違いないということになれば、新たに問題となるのは、興意法親王に「伴ひよりて」江戸へ下り、その「後へに随」って秀忠に謁した「己」なる人物が誰だったかということになる。つまり作者は、興意法親王の「後へに随」がっていた「己」なる人物だったかといってよいことになるが、この人物を、どのような人物だったと想定すればよいかということが問題となる。このことを考えさせてくれるヒントとなりうるものが、この紀行作品の中に見い出せる。九月十一・十二日の、小田原の「そみかくた」を尋ね、一夜を過し、翌朝の出発までを記した一段がそれである。

十一日、まだ明やらぬに、箱根山を攀躋る。幽邃ノ間、けはしき山路をあふぎ見つゝ、しぶり行ども終なし。小田原に本しれるそみかくたの先達なる有て、枕ゆふ便りに問よれば、いみじうもてなして、頃の疲をもわすれつ。あるじ盃持出、夜寒なればなどいふもおかし。

ひろきうみ重なる山を分来てぞ
まことの人のなさけしるべく

十二日、ともに余波すくなからず。「やがて」「必」などいひて、海辺まではるゝ送来れり。

ここに登場する「箱根山」の「そみかくた」が注目されるのである。「そみかくた」とは、和歌に古くより登場する山伏のことである。聖護院二品興意法親王と「己」の一行は、箱根の関所を越えて小田原宿に到着したのであるが、そこで二人を出迎えたのが、「本しれるそみかくたの先達」だったのである。問題となるのは、なぜ小田原の山伏に迎えられ、「いみじうもてなし」を受け、その「まこと」に

感動し、翌朝も「やがて」「必」と互いに再会を誓い、余波をおしむ一段が描かれねばならなかったということである。その理由は興意法親王が、山伏の天台系宗派を統括する本山派の本寺聖護院の門跡であったからである。この「本しれるそみかくたの先達」が誰れであったか、残念ながら確認できないが、旧知の本山派の先輩格の山伏であったことは明らかで、興意法親王と「己」の二人の旅の意味、また、二人の関係等々についても熟知していたことが推測される。つまり、興意法親王は、秀忠に拝謁するための江戸下向の途中であること、そして同行者の「己」なる人物を興意法親王が伴なった理由も承知していた。すなわち、この「己」なる人物が、興意法親王の跡を継いで、聖護院に入る予定の道晃法親王であることを承知していた（『系図纂要』第一「道晃法親王」の項に「慶長十七年十ノ二生　称吉宮　入聖護院　寛永二年正ノ廿九得度」とあることより、吉宮の幼名のままに聖護院に入ったことが知られる）、と考えられる。この小田原の宿においても、どうやらこの「己」なる人物は、秀忠拝謁の場面と同じく、「二品親王の後へに随」っていたに違いないのである。すでに述べたごとく、元和六年（一六二〇）十月七日に急死した聖護院門跡興意法親王の次の門跡が、道晃法親王であったことは、「天台宗聖護院門跡歴代」（『読史備要』）等で確かめることができる。では、この「己」なる人物が、はたして道晃法親王で間違いないといえるのかどうかを確かめるために、まず道晃法親王についての略歴を見てみると、慶長十七年（一六一二）十月十二日（一説、三月八日・十月二日）、後陽成天皇の第十一（十三とも）皇子として生れ、吉宮と呼ばれ、後に、聖護院宮・照高院宮・遍照寺宮と称され、延宝七年（一六七九）六月十八日、六十八歳で薨じられたことが知られる。『篠枕』との関連から見てみると、江戸下向の翌年、元和七年に聖護院に入室（『国史大事典』）されていること、また、親王は御水尾院より歌道を学び、『古今集』・『伊勢物語』の伝授を受けた歌人であり、書・画さらには茶道にも秀れた、当代を代表する文人であったことが注目される（『和歌大辞典』等）。『篠枕』の作者には、最もふさわしい人物だったということになる。しかし問題が一つある。それは、親王の年令が、元和六年の時点では九歳であったことである。問題とは、いうまでもなく、九歳の少年にこの紀行文が書けたかということである。

このことについては、作者名と年次を記した写本、あるいは記録が見い出すことができれば、問題は、ただちに氷解するのであるが、現時点ではそうした写本の出現や、別の記録類による確認はできていない。そこでいま、道晃法親王が残された詠草類の中に『篠枕』所載歌一〇首が収められているかどうかを見てみると、『道晃法親王御詠集』（写本二冊内閣文庫蔵）には、親王十五歳の寛永三年（一六二六）より最晩年の延宝七年迄の歌が収められ、『遍照寺宮詠』（写本四冊高松宮家蔵）には、二十六歳の寛永十四年（一六三七）より最晩年迄の作が収められているが、元和期の詠草類は両者共に収載されていない。また、『道晃・倶起三十首和歌』（写本一冊宮城県図書館蔵）その他にも『篠枕』所載の詠歌は見い出しえない。或いは、少年期の習作として採録されることがなかったとも考えられる。まことに残念であるが、今見た通り『篠枕』の詠歌者が、九歳の道晃法親王であるという確証は、いまのところ得ることができて

いないのであるが、筆者は、『篠枕』の作者を道晃法親王とする考えを取り下げるつもりはない。前述したごとく、状況証拠は十分に揃っていると考えるからである。

三、誤認の背景とその継承

『篠枕』の作者道晃法親王が、中院通勝に誤認されるということがなぜ起ったのか、その原因の一端さえもが、作品『篠枕』の内容、あるいは伝本からもつかむことができない。ただいえることは、どこかの段階で誤認され、それが継承されたということだけであるが、伝本として中川文庫の写本と『桑弧』所収本があること、また、『扶桑拾葉集』巻二十七に収載されている一七篇の和文の配列から、彰考館における編集過程の中に、誤認を誘発する原因となった要因が、あるいは想像できないわけでもないような気がする。勿論、ここまでくれば、これ以下の推測は、全くの空想裏の遊びになってしまうことを承知している。しかし、この通勝と道晃法親王の誤認が気がかりで仕方がないのである。いま筆者の意識が刺激されているのは、恐らく彰考館の学者達の誤認を正すのだという気持に起因しているのであろう。これについては、最後に改めてふれることになる。

まず伝本の問題から考えてみると、中川文庫の写本『篠枕』と『扶桑拾葉集』本との本文の差異は、同じ親本を写したものとは考えにくく、両者はそれぞれの親本によったものと考えられる。ただし、それら親本の先に、一つの祖本があったことはいうまでもない。その祖本が発見されれば、これまた問題は氷解することになろう。つまり中川文庫の親本には、はたして外題・内題ともに「篠枕」とあったかどうか、また内題の下に作者名が「権中納言通勝」とあったかどうかである。同様に『扶桑拾葉集』の親本には、外題・内題がそれぞれ「さゝ枕」とあったのか、「篠枕」とあったのかどうか、作者名は「源通勝」と記されていたのかどうかである。両者ともにこれ以上推測することはできないが、『扶桑拾葉集』の作者名の表記「同」に限っては、親本にあったものではなく、間違いなく彰考館における編集段階において書かれたものであったと考えられる。とすれば、この「同」の一字には、編集者の誤認を誘発するに足る要因となりうるものがひそんでいたことが想像されてよいことになる。勿論、うっかりミスで結果として誤認となったわけで、原因等々を考えることは無意味である、ということで考究を断つという立場もあってよいが、やはりここはうっかりミスを誘発する要因があったのではあるまいか、という立場に立って、少しく考えてみることにする。まず、その一つとして、冒頭が通勝薨後一〇年の「元和庚申（六）年」から書き始められている作品であるにもかかわらず、作者を「同」と表記した要因となりうるものとして、作品中の「二品親王」を「興意法親王」であると読みとり、その親王の元の名が道勝であることを知っていたために、「道」をうっかり「通」とカン違いしてしまったことが考えられる。このことの背景には、作品中で聖護院門跡興意法親王に随行している次の聖護院門跡道晃法親王が、六歳より智仁親王の連歌の座に加わっていた天才少年だったという評判が、『岷江入楚』の著者通勝は、五才で源氏の意宴歌を詠んだ天才少年だったという評判と重なって、

通勝、五才の天才→次代聖護院門跡道晃

法親王、六才の天才→聖護院門跡興意法親王の名前道勝→カンチガイ→通勝

という連想の回路が考えられるからである。

いま一つ考えられることは、もともと別の人名を意味する「同」が、やはりカンチガイによって、ここにはめ込まれ、現在まで誤認が続いているのではないかということである。それは、『扶桑拾葉集』巻二十七の作品配列から考えられるように思う。

いま巻二十七の作品の配列と作者を見てみると、慶長三年（一五九八）六月の中院通勝の「岷江入楚序」から、寛永六年（一六二九）四月の好仁親王の「式部卿智仁親王をいためる和歌序」までの一七篇が収められているが、年代は慶長・元和期に集中し、ただ最後の一篇だけが寛永の作で、少し無理にくっつけられた感じがするが、作品の内容と作者の面から見てみると、この一篇も慶長・元和期の世代に集約されてよい性格の作品と作者であるといえる。巻末三篇の作品名と成立時期、および作者名を並べてみると、

15　陽光院三十三回御忌追善の辞
　　元和四年七月二十四日　　興意法親王
16　後陽成天皇升遐の記
　　元和二年八月二十六日　　平　時慶
17　式部卿智仁親王をいためる和歌序
　　寛永六年四月七日　　好仁親王

のごとくである。これを成立順に並べてみると、16・15・17の順になる。この中に、元和六年成立の、巻二十七二番目の『篠枕』を置いてみると、

16　後陽成天皇升遐の記
　　元和二年八月二十六日　　平　時慶
15　陽光院三十三回御忌追善の辞
　　元和四年七月二十四日　　興意法親王
2　篠枕
　　元和六年十月　　同
17　式部卿智仁親王をいためる和歌序
　　寛永六年四月七日　　好仁親王

ということになり、この場合「同」は興意法親王になる。しかし、『扶桑拾葉集』の編者は、この時系列による編集は採用せず、親子兄弟の関係に基づく編集を行ったのではないかと考えられる。

15父陽光院誠仁親王→16第一皇子後陽成天皇→17第六皇子式部卿智仁親王

これで見てみると、15→16→17は父子兄弟の順序がきちんと守られていることになる。ここに父子兄弟の列で「篠枕」を入れてみると、篠枕の主役が、少なくとも前半は興意法親王であったことに気付く。陽光院の第五皇子であった興意法親王は、第六皇子智仁親王の前に置かれるのが当然だということになる。このような父子兄弟の系列を考えてみると、「篠枕」の主人公が興意法親王であることと、作者も同じ興意法親王であるというカン違いのまま、15の作者名を興意法親王と考え、「同」の一文字を書きつけたことが考えられる。また、時系列の編集意識が、父子兄弟の系列に変更された時点で、先に触れた興意法親王の道勝の「道」と、中院通勝の「通」とが混乱を起し、「道勝」が「通勝」となってしまったことで、15の次に置れるべき「篠枕」が冒頭通勝の「岷江入楚序」の次に、作者名「同」のままで組み込まれることになったのではないかと想像するのである。

四、誤認の継承ということ

「篠枕」を中院通勝の紀行作品であるとする『扶桑拾葉集』の認識に対し、作者は通勝ではなく、聖護院宮道晃法親王であったとの

説を展開し、かつ、『扶桑拾葉集』の認識には、迂闊さあるいは勘違いにもとづく「誤認」があったことを指摘した。と同時にその背景にあって、その「誤認」を齎らした誘因の幾つかを想定したのであるが、この『扶桑拾葉集』が犯した「誤認」は、実は、現時点における筆者まで継承されたものだったといわねばならない。当然のことながら、いまの筆者には忸怩たる思いが強いが、確かに筆者もまた『扶桑拾葉集』の「誤認」を継承していたのである。

ここで改めて「誤認」の流れを見てみると、最初に「誤認」を継承したのは、元禄の大名鍋島直條編集の『桑弧』であり、それに続いたのが明治三十一年の活字版『扶桑拾葉集』であり、明治三十四年の『続帝国文庫続々紀行文集』であった。そしてこの『続帝国文庫』の『続々紀行文集』は、昭和五十四年に『日本紀行文集成』第四巻に収載され、平成十三年には、新装版としても出されている。なお、平成十四年刊の『補訂版国書総目録』（岩波書店）でも作者名は中院通勝となっている。しかして筆者もまた、平成十三年に古典文庫より『桑弧』を出版し、この「誤認」を継承していたのである。

如上のごとき「誤認」の継承には驚きを禁じえないが、なぜかくも長く、何度も何度も続いたのであろうか。原因はどこにあったのか。「誤認」をしてしまった者として考えてみると、その原因は、結局のところ次の二点に集約されるように思う。その第一点は、誰もが正確に作品を読んでいなかったことであり、第二点としては、『扶桑拾葉集』という水戸光圀の権威を暗々裏にも認め、その判断に盲目的に従っていたからではないかということがあげられる。第一点にあげた、不確かな読みに終始したのも、遠因は、この水戸光圀の権威を認めていたからだということができるのかもしれない。

以上「篠枕」の作者についての「誤認」と、その「誤認」の継承の問題について見てきたが、この問題は、単に作者の問題に止まるものではなく、作品の成立年次、さらには作品の解釈、あるいは作品論についても起りうるものであることに留意しなければならないということができよう。問われていることは、結局、古典研究に携わっている者が、その対象に対して、どこまで虚心坦懐に立ち向いえているかということが求められているということであろう。研究者として余命幾許くもない今に至って、こうしたリレキを漏らさざるをえない自分の未熟さを痛感していることを述べて、筆を置くことにする。